

議会改革・活性化検討委員会協議結果報告

令和3年2月19日現在

※検討項目は、関係する寒河江市議会基本条例の章ごとに分類しています。

検 討 項 目		協 議 結 果
第2章 議会及び議員の活動原則		
1	常任委員会の動画配信の実施について	現在は、動画配信設備も整っていないため、物理的に環境整備が必要である。また、議会事務局の体制が必要となる。そのため、まずは議会傍聴者を増やすとともに、多様な市民ニーズを把握しながら検討を進め、次期検討委員会に引き継ぐ。
2	市議会議員のなり手不足解消に向けた取り組みについて	議員のなり手不足について、先進自治体の取り組みを学ぶことが必要である。さらに、市民の関心をどのように引き付けるかが課題であり、十分な情報収集を行って、次期検討委員会に引き継ぐ。
3	市議会ホームページの議員紹介項目の充実について	ホームページやメールアドレス、FAX番号の追加については、時期尚早として、現行どおりとする。 【R2.8.3 決定】
4	会派結成の重要性を認識するための要件の再検討について	会派構成要件は、2人以上という改正案を議論したが、意見が一致せず、現行のままの3人以上とする。 【R2.6.25 決定】
5	会派構成要件について	

6	会派の結成・解散届について	<p>議会内の交渉団体としての届出であるため、現行どおり議長へ届けることとする。</p> <p style="text-align: right;">【R2. 8. 3 決定】</p>
第3章 市民と議会との関係		
1	議会報告会の充実について	<p>議会報告会は、これまで同様年 2 回(予算・決算)議会終了後に実施する。</p> <p>報告の際にプロジェクターを活用し、市民がわかりやすい説明に努める。</p> <p>活動報告は簡潔にし、意見交換の時間を十分確保する。</p> <p>公民館での議会報告会では町会長にお願いするだけでなく、各種団体へ協力をお願いするなど議員が主体的に参加者確保に努める。</p> <p>意見交換しやすくするため、開催地を決定してから開催地区出身議員を考慮して班編成を行う。</p> <p>また、市民が親しみやすいネーミングにする。</p> <p>さらに、これまで参加できなかった若年層や女性との意見交換を行うため、従来議会報告会に加え、新たな開催方法による(仮称)オープン・トークカフェを年 1 回程度実施する。</p> <p style="text-align: right;">【R2. 10. 22 決定】</p>
2	18歳選挙権を踏まえ、高校生との意見交換会などを実施することについて	<p>選挙管理委員会との意見交換会を踏まえ、市内の公立高校の生徒との意見交換会を行う方向で調整する。</p> <p style="text-align: right;">【R2. 11. 27 決定】</p>
3	議会モニター制度の導入について	<p>先進自治体における制度導入状況について、今後視察し取り組みを学ぶことが必要である。特に、市民の関心をどのように引き付けるかが課題であり、様々な情報収集を行い、実施に向け次期検討委員会に引き継ぐ。</p>

第5章 自由討議の保障		
1	議会改革・活性化検討委員会における採択方法について	<p>全会一致による決定方法を見直し、賛成者が大勢を占めた事案については決定とすることを検討したが、「大勢を占める」ということの具体的判断基準についての意見が一致せず、現行どおり全会一致とする。</p> <p style="text-align: right;">【R2.6.25 決定】</p>
2	会議における採択方法について	
第6章 委員会活動		
1	常任委員会における各種団体との意見交換会の充実・活性化について	<p>意見交換会は、市政課題に即した実施目的を定め、団体を選定する。</p> <p>また、議会活動報告については、市民に分かりやすく伝達できるよう内容を詳細に検討する。</p> <p>実施後は各常任委員会で総括を行い、緊急性の高いものは、優先して執行部へ伝える。</p> <p>さらに、全議員の意見を踏まえ、重要なものは、政策提言として議長から市長に提言する。</p> <p style="text-align: right;">【R2.10.22 決定】</p>
第7章 政務活動費		
1	政務活動費の資料購入費について	<p>インターネット上から取得可能なデジタル情報等について、政務活動に必要なデジタル情報の取得に係る経費が、取得形態を問わず政務活動費の対象経費となるよう、現行の「政務活動費の取扱いに関する運用指針」における「通信社等から配信される」という限定的な表現を削除し運用指針を改正する。</p> <p style="text-align: right;">【R2.8.3 決定】</p>

第10章 議員の政治倫理

1	弔電の自粛について	親族や地域の知人への礼儀として全廃できないことから、現行どおりとする。 【R2.8.3 決定】
その他		
1	市議会における災害発生時の対応について	今般の豪雨災害被害等を踏まえ、議会として災害時の対応マニュアルを早期に策定する。寒河江市議会 BCP（事業継続計画）素案作成プロジェクトチームを組織し、作業を進める。 【R2.10.22 決定】 ※令和3年2月19日 寒河江市議会業務継続計画（議会BCP）策定
2	会派毎の控室設置について	政策集団として協議できる十分なスペースを確保し、環境を整備するため、パーテーションを設置する。 【R2.11.4 決定】